

通報・相談対象となる違反行為

対象となる違反行為は、以下の通りです。

1)～6)の違反行為の各項目に当てはまるものであれば、例示されたもの以外でも、通報は可能です。

① 製品に関する不正

製品の品質、仕様、その他の性状を偽るなどの行為

(具体例) 製品の検査結果を改ざんする、実際に検査を行っていないにもかかわらず、検査結果をねつ造する、など

② 会社財産・損益の計上に関する不正

資産、負債、売上高、利益、その他の会社財産・損益の状況を偽るなどの行為

(具体例) 実際には販売していない製品の売上を計上する、営業利益を水増しして計上する、棚卸資産の数量を意図的に多く又は少なく計上する、など

③ 会社資産に関する不正

金銭、物品、情報、その他の会社資産を盗み、横領し、私的に利用するなどの行為

(具体例) 会社資産を盗む、私的に利用する物品、サービスなどを会社の費用で購入する、経費精算の金額を水増しする、など

④ 贈収賄

不当な利益・優遇措置の取得・維持するため、公務員等又は商取引の相手方に、接待、贈答、金銭などを供与し又は授受するなどの行為

(具体例) 公務員に対し、会社に有利な意思決定をさせるため、金品を供与する、受注獲得のため、適切な範囲を超えて得意先に接待等をする、など

⑤ 競争法違反

カルテル、その他競争法に違反する行為

(具体例) 販売する製品の価格について競合他社と合意する、競合他社との間で得意先を分割し、各得意先の争奪を行わないこととする、など

⑥ 役員によるハラスメント

取締役等の役員によるハラスメント

(具体例) 執拗に性的な言動を繰り返す、希望部署への異動や雇用継続の見返りとして交際を迫る、適切な叱責の範囲を超えて大声で罵倒する、など